済生会兵庫県病院跡地活用事業者選定に係る
公募型プロポーザル実施要項

１．趣旨

2030年度（令和12年度）に「済生会兵庫県病院」と現「三田市民病院」（令和8年4月以降は「三田市民・済生会病院」）が再編統合され、済生会兵庫県病院は閉院することになります。済生会兵庫県病院の跡地活用については、近隣住民及び神戸市も何らかの医療機能が存続されることを望まれています。また、住民説明会等でも非常に関心が高いと思われます。このため、まず、医療機能の存続を優先として、病院建物、その敷地及び医療機能に必要とされる土地についての募集を行います。

２．事業内容の概要

⑴　事業名

済生会兵庫県病院跡地活用事業

⑵　事務局

済生会兵庫県病院　経営管理部　経営企画推進室
〒651-1302
兵庫県神戸市北区藤原台中町５丁目１番１
電話：078-987-2222（代表）
メールアドレス：saihyo_pr@saiseikai.info

⑶　募集・選考のスケジュール

実施要項の公表	令和7年11月17日（月）
実施要項に関する質問	令和7年11月17日（月） ～令和7年11月25日（火）
実施要項に関する質問への回答	令和7年11月28日（金）
第１次審査書類の提出	令和7年12月 5日（金）
第１次審査結果の通知	令和7年12月12日（金）
第２次審査資料の提出	令和8年 2月27日（金）
プレゼンテーション審査等	令和8年 3月上旬
優先交渉権者決定	令和8年 3月中

⑷　事業対象地

①事業用平面図

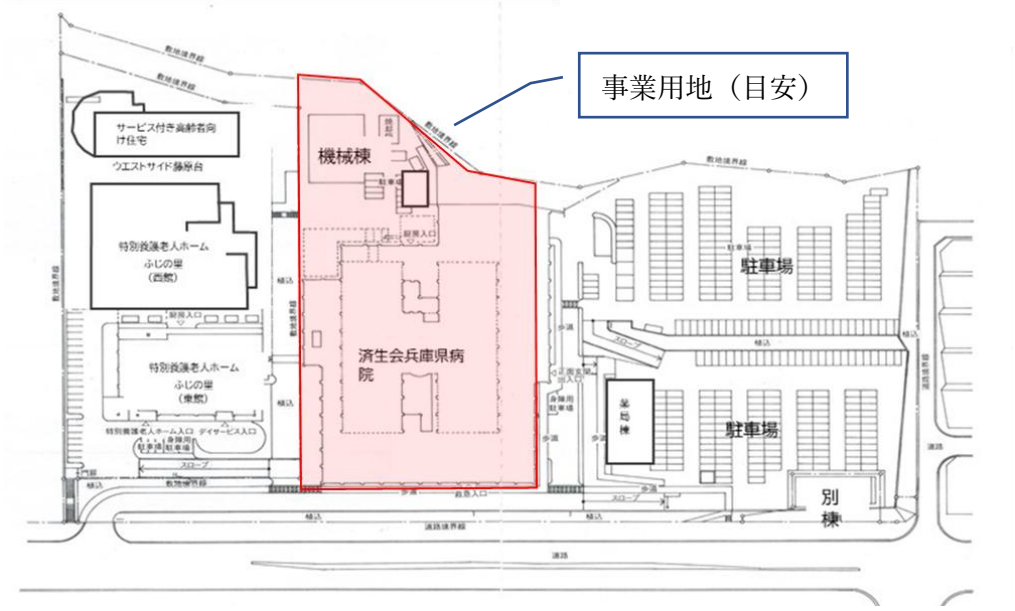

②事業用地

所在地	神戸市北区藤原台中町５丁目１番１号
敷地面積	約12,000㎡（病院棟、機械棟、事務所、倉庫の敷地）
用途地域	第２種中高層住居専用地域
建ぺい率／容積率	60%／200%
高度地区	第４種高度地区（15m～31m）

③事業建物

建築物	延床面積	建築年	構造等
病院	16,557.56㎡	平成 3年	鉄筋コンクリート造地上６階
機械棟	391㎡	平成 3年	鉄骨造平屋建
事務所・倉庫	92.21㎡	平成26年	軽量鉄骨造平屋建

⑸　事業スケジュール（予定）

当該事業は、済生会兵庫県病院と現三田市民病院との再編統合による新病院の開院スケジュールによっては、跡地活用事業への着手時期が遅れる可能性があります。

・令和 7年11月～令和 8年 3月 ： 事業者公募及び優先交渉権者の選定

・令和 8年 3月～令和12年度（新病院開院まで）：事業内容、契約内容の詳細決定

・令和12年度 ： 新病院開院

・令和13年度 ： 跡地活用事業着手

３．応募事業者の参加資格要件

⑴　応募者の構成

次の各号に掲げる要件を全て満たす者が応募できることとします。

①応募者は、本物件を購入または賃貸し、移転可能な医療機能を有する医療法人又は医療法人を含む複数の者で構成されるグループ（共同事業体）とします。

②グループで応募する場合は、その構成員の内から代表となる者（以下「代表者」という。）を定めることとし、代表者は、応募登録関係書類、事業提案書の提出等、参加に係る一切の手続きを行い、その全ての責任を負うこととします。

③単独応募者及びグループの各構成員は、他のグループの構成員となることはできません。

④応募申込書の提出後は、代表者を含めグループの構成員の変更は、原則として認めません。

⑵　応募者の資格要件

応募者は、以下の要件を全て満たす必要があります。

グループで応募する場合、構成員の全ての法人がこの要件を満たす必要があります。なお、各要件の基準日は、第１次審査書類の提出期限日（令和7年12月5日（金））とします。

①日本国内において、本社を設置する法人であること。

②次の法律の規定による申立てがなされていない者であること。

・破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て、又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件にかかる同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定による破産申立て

・会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法第41条に規定する更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）、又は同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件にかかる同法施行による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条に基づく更生手続開始の申立て

・民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て（同法第174条に規定する再生計画認可の決定を受けている場合を除く。）、又は平成12年3月31日以前に、同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件にかかる同法施行による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立て

③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体若しくはその構成員又はその構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。

④暴力団排除条例（平成22年条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。

⑤直近3事業年度分の法人税、消費税及び地方消費税、法人都道府県民税、法人市町村民税の滞納がないこと。

⑥提案する事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。

⑦提案する事業を円滑・計画的に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有していること。

４．提案にあたっての要件

本事業の対象物については、本要項２-⑷事業対象地に記するすべて活用することとし、一部のみの賃貸又は売却は認めません。また、土地に存在する建物ほか設備、工作物、植栽、擁壁等を残置したまま引き渡すことを前提とします。

①医療サービス提供機能

・入院機能をもった病院の整備、運営を行うこと。

・跡地に隣接する特別養護老人ホームふじの里（以下「ふじの里」という。）については、引き続き済生会兵庫県支部が運営を行いますが、ふじの里の入居者に対して、医療機能の提供（急変時等の対応、死亡診断書の作成、入居者の健康診断、予防接種など）を行うこと。

②設備等

・ふじの里の電気、ガス、水道などの供給においては、本事業の対象物に含まれる機械棟の電気設備から供給しています。引き続き電気、ガス、水道などの供給（使用料の徴収など）を行うこと。

③その他

・本事業対象外の駐車場部分については、他の事業者での事業展開を想定しています。利用希望があればその旨提案すること。

５．提案の要領

５－１．募集要項等に関する質問及び資料提供申請

⑴　質問の受付及び回答

質問は本要項等に記載された内容について事業者からの質問を以下の要領で受付けます。これ以外による質問の提出は無効とします。

なお、審査や評価に関する質問は受け付けません。

①受付期間

令和7年11月17日（月）～11月25 日（火）16時まで

※土・日・祝日を除く。

②提出方法

質問事項は、様式1-1（質問書）を使用して内容を簡潔にまとめ、電子メールにて事務局へ提出してください。件名には、「済生会兵庫県病院跡地活用事業についての質問」と記載してください。

③提出先

本要項２-⑵事務局まで

④回答方法

令和7年11月28日（金）までに、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、済生会兵庫県病院ホームページに質問者を伏せて掲載します。この回答内容については、本要項等の修正又は追加として扱います。

⑵　資料提供申請書

資料提供の提出があった法人に限り、申請により次の資料を貸与または提供します。グループで応募する場合は代表者が申請してください。なお、貸与・提供資料を目的以外に使用することは一切認めません。

①提供可能な資料

・平面敷地配置図

・済生会兵庫県病院平面図

・平成24年10月に判明した建物構造上の不具合（梁貫通他）及び補強対策工事についての建物安全性に関する技術検証資料

・耐震補強工事補強概要図

・外壁改修図

・済生会兵庫県病院　建物簡易診断報告書（2021年11月2日作成）

②受付期間

令和7年11月17日（月）～11月25 日（火）17時まで

※土・日・祝日を除く。

③提出方法

様式1-2（募集要項等に関する資料提供書申請書）に必要事項を記入のうえ、電子メールにて事務局へ提出してください。件名には、「済生会兵庫県病院跡地活用事業に係る資料提供について」と記載してください。

④提出先

本要項2-⑵事務局まで

⑤提供方法、貸与期間

電子メールにて個別に通知します。

５－２．第１次審査書類の受付及び第１次審査結果の通知

第１次審査では、応募者の参加資格について書類審査を行います。応募者は本要項に定める諸条件を遵守のうえ、応募に必要な書類一式を提出してください。

⑴　第１次審査書類の受付

①第１次審査書類の受付期間

・令和7年11月17日（月）～12月5日（金）17時まで

※提出期日内に提出が確認できない場合、いかなる理由があっても本事業への参加は認めません。

②応募に必要な書類

・様式2-1（参加表明書）
・様式2-2（委任状　※必要者のみ）
・様式2-3（参加資格確認申請書兼誓約書）
・様式2-4（応募法人等の連絡先一覧）
・様式2-5（医療機能の状況及び跡地への移転方策申出書）
・様式2-6（暴力団排除に関する誓約書）

以下の書類については、グループで応募する場合、構成員も提出すること。

・商業登記簿謄本（提出前3か月以内に発行されたもの）
・印鑑証明書（提出前3か月以内に発行されたもの）
・法人税・消費税及び地方消費税の納税証明（滞納がないことが確認できること）
・財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）

※直近3年分の決算数値が分かるもの

③提出先

本要項2-⑵事務局まで

⑵　第１次審査結果の通知

第１次審査の結果は、令和7年12月12日（金）を目途に、電子メールにて事業者に通知します。

５－３．第２次審査書類の受付及び第２次審査結果の通知

第１次審査参加資格があると認められた事業者に限り、第２次審査に参加可能となります。第２次審査では、応募者の提案資料によるプレゼンテーション及び質疑応答にて審査を行います。

⑴　提案資料作成要項

提案資料のデザインや枚数には制限を設けませんが、以下の点を遵守し作成してください。

・書式は、パワーポイント（A3版横）としてください。

・「４．提案にあたっての要件」に記載している項目について、必ず提案内容に含め、次に記載する重視する項目を中心に構成してください。

【重視する項目】

・事業スケジュール（事業開始までの事業スケジュール）

・事業の安定性（長期的かつ安定的な事業方針など）

・医療サービスの提供（周辺住民への医療サービス提供体制、ふじの里との医療連携体制など）

・ふじの里へ電気、ガス、水道など供給について

・事業化の課題及び条件（跡地利用に対する希望する契約形態（購入、借地)、費用負担や購入料・賃借料、その他条件など）

・その他（独自の地域貢献の取組やアイディアなど）

⑵　第２次審査書類の受付

①第２次審査書類の受付期間

第１次審査の結果通知（令和7年12月中旬）～2月27日（金）17時まで

※提出期日内に提出が確認できない場合、いかなる理由があっても本事業への参加は認めません。

②提出方法

提案資料10部（カラー印刷）とそのデータをCD-ROM等の外部記録媒体に入れ持参にて提出してください。

③提出先

本要項2-⑵事務局まで

⑶　第２次審査（プレゼンテーション）

・プレゼンテーションの日時は、令和8年3月上旬を予定しています。第1次審査終了後に応募者と個別に調整のうえ、決定します。

・プレゼンテーションの時間は、各応募者25分程度（提案15分、質疑10分）とします。

・応募者ではないコンサルタント等の出席も認めます。

⑷　第２次審査結果の通知

審査の結果は、令和8年3月中には最優秀提案者を優先交渉者としてその結果を通知します。なお、審査結果に対する質問や異議には一切応じることはできません。

６．参加の辞退

第１次審査書類を提出した事業者が参加を辞退する場合には、次の通り、様式3（参加辞退書）を提出してください。

①提出方法

郵送（配達証明付）又は持参にて提出してください。

②提出先

本要項２-⑵事務局まで